

退 職 金 規 程

株式会社 食環境衛生研究所



退職金規程

第1条（適用範囲）

1. この規程は、株式会社 食環境衛生研究所 就業規則（以下「規則」という）第50条により社員の退職金について定めたものである。
2. この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務する正社員に適用する。パートタイマー、嘱託など就業形態が特殊な者についてはこの限りではない。

第2条（退職金）

退職金は基本退職金、役職加算金、特別功労金のから構成し、合計額を退職金として支給する。
ただし勤続年数が1年3ヶ月未満のものは退職金を支給しない。

第3条（基本退職金）

基本退職金は従業員ごとに勤続年数に応じ【別表.1】の通り基本退職金の支給額を決定する。

第4条（役職加算金）

役職加算金は【別表.2】の通り退職時の役職在籍年数に応じて計算した額を退職金の額に含める。
ただし、自己都合又は業務外の事由による傷病により退職する場合には役職加算金を支給しない。

第5条（特別功労金）

1. 在職中、特に功労があったものに対しては特別功労金を加算する。特別功労金の額は700万円を限度とし取締役会で協議の上、代表取締役が決定する。
 2. 特別功労金の目安は勤続年数に応じ、概ね下記の通りとするが、退職金算定時の経営状況又は支給対象職員の勤務態度及び総勤続年数等により増減する場合がある。
 - ①部長級：15万円×勤続年数
 - ②課長・室長級：10万円×勤続年数
 - ③係長級：5万円×勤続年数
- ただし、自己都合又は業務外の事由による傷病により退職する場合には特別功労金は支給しない。

第6条（計算期間）

1. 計算の対象となる勤続年数は、入社日から起算し、退職の日までとする。
これには試用期間を退職金の算定期間に含めるが、下記に定める休職、休業、休暇の期間は退職金の算定期間には含めない。
 - ①規則に定める産前産後休暇
 - ②規則に定める育児休業・介護休業
 - ③所定労働日数が月の1/2に満たない出勤月
 - ④その他、代表取締役が勤続年数の通算に含めないと判断した休職、休業、休暇
2. 計算上1年未満の端数月が生じた場合は、15日以上を1ヶ月とし、月割計算を行なう。

第7条（控除）

退職金の支給に際しては、法令に定めるほか、支給を受ける者が会社に対して負う債務を控除することができる。

第9条（退職金の不支給）

1. 以下の各号の一に該当する者には、退職金を支給しない。
 - ①就業規則に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
 - ②退職後、支給日までの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者
2. 退職金の支給後に前項第2号に該当する事実が発見された場合は、会社は支給した退職金の返還を求めることができる。

第10条（改定）

この規定は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化、又は会社経営状況等により必要がある場合には、従業員代表との協議の上改廃する事ができる。

付 則

- 1.この規程は、令和3年7月1日から施行する。
- 2.令和5年7月1日から改訂する。

【別表. 1】

[illegible]

【別表. 2】

< 役職加算金 >

役職	在籍年数	役職加算金の額
部長	12年0ヶ月以上	600万円
	9年0ヶ月～11年11ヶ月	575万円
	6年0ヶ月～8年11ヶ月	550万円
	3年0ヶ月～5年11ヶ月	525万円
	0年0ヶ月～2年11ヶ月	500万円
課長及び 室長	12年0ヶ月以上	450万円
	9年0ヶ月～11年11ヶ月	425万円
	6年0ヶ月～8年11ヶ月	400万円
	3年0ヶ月～5年11ヶ月	375万円
	0年0ヶ月～2年11ヶ月	350万円
係長	12年0ヶ月以上	150万円
	9年0ヶ月～11年11ヶ月	125万円
	6年0ヶ月～8年11ヶ月	100万円
	3年0ヶ月～5年11ヶ月	75万円
	0年0ヶ月～2年11ヶ月	50万円